

○指定取消し事業者一覧

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
令和5年 4月30日	豊中市	居宅介護 重度訪問 介護 行動援護	【居宅介護】 <u>不正請求</u>（障害者総合支援法第50条第1項第5号） - 令和元年6月から令和3年5月までの介護給付費の請求について、複数の利用者に対して、その利用者よりも少ない人数のヘルパーまたは無資格の者がサービス提供を行っていたにもかかわらず、1対1の個別支援があったかのように見せかけ、虚偽のサービス提供の記録を作成し、介護給付費を不正に請求し、これを受領した。 - 令和2年8月及び令和3年4月の介護給付費の請求について、無資格の者がサービス提供を行っていたにもかかわらず、別のヘルパーがサービス提供を行ったとする虚偽のサービスの提供の記録を作成し、介護給付費を不正に請求し、これを受領した。 【重度訪問介護、行動援護】 <u>法令違反</u>（障害者総合支援法第50条第1項第9号） - 居宅介護において介護給付費を不正に請求し、指定取消処分に該当する違反行為を行ったことから、居宅介護と一体的に運営していた重度訪問介護及び行動援護についても、指定を取り消すもの。
令和5年 5月31日	高槻市	居宅介護 重度訪問 介護	【居宅介護】 <u>介護給付費の不正請求</u>（障害者総合支援法第50条第1項第5号に該当） - 事業者は、事業所事務員の関係者1名に対して、令和4年11月から令和5年1月までの間、公的サービスを提供していないにもかかわらず、おおよそ週に1回、管理者自らが居宅介護の提供を行ったとする記録を作成して、介護給付費の請求を行い受領した。 - 事業者は、ヘルパー2名が居宅介護従業者の資格を取得するまでの間、資格がないにもかかわらず、居宅介護の提供を行わせ、もって介護給付費の請求を行い受領した。なお、無資格者による居宅介護の提供は、1名は令和2年2月1日から令和2年3月26日までの間、もう1名は令和3年4月8日から令和3年9月14日までの間で、提供回数は、合計296回である。 - 事業者が居宅介護を提供し、もって請求した介護給付費のうち、身体介護中心型の所定単位数を算定したものについて、利用者1名に対し、令和3年2月から令和5年1月までの間、全235時間の身体介護の提供のうち4時間分を除いて、実際には身体介護を行っておらず、家事援助に相当する支援を行っていた。 <u>虚偽の報告及び障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為</u>（障害者総合支援法第50条第1項第6号及び第10号に該当） - 事業者は、事業所事務員の関係者が公的サービスを受給する予定がないにもかかわらず、居宅介護の支給決定を受けるための助言を事業所事務員に行い、事業所事務員が関係者に対して行っている私的な支援を、事業者の公的サービスであるかのように装った。また、そのために、管理者自らが居宅介護の提供を行ったとする虚偽のサービス提供記録を作成して、市の監査で提出した。 - 事業者は、居宅介護従業者の資格がない者2名に居宅介護の提供をさせた。その期間は、1名は令和2年2月1日から令和2年3月26日までの間、もう1名は令和3年4月8日から令和3年9月14日までの間である。加えて、このうち1名は、事業所に勤務していない別の有資格者の名前を使って、居宅介護の提供をしたとする虚偽の記録を作成し、市の監査で提出した。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
			・事業者は、利用者1名について、令和3年2月から令和5年1月までの間、実際にはほとんど身体介護を行っていないにもかかわらず、身体介護の提供をしたとする虚偽の記録を作成し、市の監査で提出した。 <u>虚偽答弁</u>（障害者総合支援法第50条第1項第7号に該当） ・管理者は、市が監査で行った事情聴取において、事業者が公的サービスを提供していない者に対して、管理者自らが居宅介護を提供していると述べた。 ・管理者は、市が監査で行った事情聴取において、実際には訪問看護師が入浴の見守りをしている利用者について、訪問看護師が退出した後でヘルパーが入浴支援を行っている、事実とは異なる答弁をした。 【重度訪問介護】 <u>障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為</u>（障害者総合支援法第50条第1項第10号に該当） 事業者が同一事業所で行う指定重度訪問介護について、一体的に運営されている指定居宅介護において上記のとおり、指定取消処分に相当する法令違反が認められた。
令和5年 6月1日	大阪市	居宅介護 重度訪問 介護 同行援護	<u>介護保険法に違反</u>（障害者総合支援法第50条第1項第9号） 指定障害福祉サービスの事業（居宅介護、重度訪問介護及び同行援護）と一体的に運営する介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業（訪問介護）において、居宅介護サービス費の請求に関する不正があった。
令和5年 7月11日	守口市	居宅介護	<u>不正請求</u>（障害者総合支援法第50条第1項第5号） 令和3年6月から令和5年3月において、サービスの利用がない日も利用したとして記録を作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。
令和5年 12月31日	茨木市	居宅介護 重度訪問 介護	<u>不正の手段による指定</u>（障害者総合支援法第50条第1項第8号） 指定申請時に、勤務する予定のない者を管理者兼サービス提供責任者として申請書類に記載し、人員基準を満たしているかのような虚偽の申請を行い、不正な手段により指定を受けた。また、申請書類に 管理者兼サービス提供責任者とされた者の 虚偽の署名を行い、あたかも本人が署名したかのように見せかけて本市に指定申請を行い指定を受けた。 <u>不正請求</u>（障害者総合支援法第50条第1項第5号） 少なくとも、4名の利用者について、令和4年10月13日から令和4年11月27日までの期間 の一部の指定居宅介護の提供において、支援実態がないにも関わらず介護給付費を不正に請求した。 <u>帳簿書類その他の物件の提出拒否</u>（障害者総合支援法第50条第1項第6号） 本件事業者に対し、帳簿及び書類の提出を求める通知を行ったが、指定した期日までにその提出がなかった。なお、本件事業者代表から、事業所の運営を任せていたと申出のあった別法人代表に対し、帳簿及び書類の提出を求める通知を行ったが、その法人からも指定した期日までに帳簿及び書類の提出がなかった。 <u>人員基準違反</u>（障害者総合支援法第50条第1項第3号） 事業所の開設当初（令和4年3月1日）から令和4年4月30日までの間、管理者を事業所に設置していなかった。令和4年11月15日から令和4年12月21日までの間、管理者及びサービス提供責任者を事業所に配置していなかった。 <u>運営基準違反</u>（障害者総合支援法第50条第1項第4号） 少なくとも、事業所の開設当初（令和4年3月1日）から令和4年12月31日までの期間において、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したることについて確認を受けていなかった。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
令和6年 2月1日	東 大 阪 市	共 同 生 活 援 助	<u>訓練等給付費の不正請求</u>（障害者総合支援法第50条第1項第5号） サービス管理責任者が個別支援計画、個別支援計画の原案、モニタリング記録表、サービス担当者会議録を作成していなかった。そのため、サービス管理責任者が作成した個別支援計画等が無い状態で指定共同生活援助を提供していたにも関わらず、個別支援計画未作成減算を適用せず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。 <u>虚偽の報告</u>（障害者総合支援法第50条第1項第6号） ・従業員の履歴書及び雇用契約書、給与明細書について、本市に虚偽の書類を作成し提出した。 ・法人代表への聴き取りで管理者が常勤で働いているかのように装うため、虚偽の報告を行った。 ・個別支援計画に関する書類を実際は別の職員が作成しているにも関わらず、サービス管理責任者が作成したかのように装い、本市に虚偽の書類を作成し提出した。 <u>不正の手段による指定</u>（障害者総合支援法第50条第1項第8号） 人員配置基準を満たすため、新規指定申請時に常勤として勤務予定のない者の名義を使用し、その者を管理者として配置するとして、本市に虚偽の申請書を提出し、指定を受けた。
令和6年 3月1日	大阪市	居 宅 介 護 重 度 訪 問 介 護	【居宅介護】 <u>人格尊重義務違反</u>（障害者総合支援法 第 50 条第1項第2号） 令和4年5月頃から令和5年4月までの間、従業員が利用者宅を訪問して身体介護 等のサービスを提供する居宅介護サービスにおいて、従業員が利用者2名に対して拳で腹部を殴るなどの行為を複数回行った。 また、開始時期は不明だが、利用者1名については令和5年1月までの間、外1名については令和5年4月までの間において、夜間に居室から出られないよう外側から鍵をかけ閉じ込めた。 <u>介護給付費の請求に関する不正</u>（障害者総合支援法第50条第1項第5号） 令和2年1月から令和5年3月までの間、実際にはサービス提供をしていないにもかかわらず、法人役員や従業員ではない者の氏名を使用し、サービス提供を行ったとする記録を虚偽作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。 また、令和4年9月から令和5年3月までの間、実際にはサービス提供をしていないにもかかわらず、法人代表自らがサービス提供を行ったとする記録を虚偽作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。 【重度訪問介護】 <u>障害者総合支援法その他法令違反</u>（障害者総合支援法第50条第1項第9号） 指定重度訪問介護事業と一体的に運営する 指定居宅介護事業 において、人格尊重義務違反及び介護給付費の請求に関する不正が行われたことから、令和6年3月1日付けで指定居宅介護事業者の指定が取消されることになったため。
令和6年 6月18日	高槻市	居 宅 介 護 重 度 訪 問 介 護	<u>介護保険法に違反</u>（障害者総合支援法第50条第1項第10号） (1)令和4年5月から令和5年8月までの間、同一建物減算の算定を逃れようと、居宅介護サービス費の請求に関する不正を行った。（介護保険法第77条第1項第6号に該当） 事業者は、令和4年5月から令和5年8月までの間、同一建物減算を算定する必要性を認識しながら、契約上の事業所を故意に変更することにより、それぞれの訪問介護事業所が、1つの建物に居住する入居者に対し1月当たり19人を超えない範囲でサービス提供をしているように装い、居宅介護サービス費を請求し、同一建物減算を逃れようとした。 (2)令和4年5月から令和5年9月までの間、指定訪問介護事業所及び指

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
			定介護予防訪問サービス事業所の指定基準における管理者及びサービス提供責任者の専従要件を満たしていなかった。（介護保険法第77条第1項第3号及び第115条の45の9第1号に該当） 令和4年5月から令和5年9月までの間、当該事業所の管理者及びサービス提供責任者は、同一敷地内にはない「有料老人ホームナチュラル高槻安満」の管理者を兼務していた。 (3)指定介護予防訪問サービス事業所と一体的に運営されている指定訪問介護事業所において、介護保険法に違反する事実があった（介護保険法第115条の45の9第6号に該当）
令和6年 7月1日	東大阪 市	居宅介護 重度訪問 介護 同行援護	介護給付費の不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第6号） 指定居宅介護の3名の利用者について、サービスを提供する予定がないにも関わらず、利用契約を締結し、令和2年11月から令和5年11月までの期間における架空のサービス提供記録を作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。 <u>虚偽の報告</u>（障害者総合支援法第50条第1項第7号） ① サービスの提供記録や従業員の履歴書及び雇用契約書、給与明細書について、虚偽の書類を作成し、本市に提出した。 ② 法人代表者は、監査の聴き取りにおいて、雇用実態のない4名の従業員が実際に勤務しているように装うため、また、実態がないサービスの提供を実際に行ったかのように装うため、虚偽の報告を行った。 <u>他法令違反</u>（障害者総合支援法第50条第1項第10号） 指定居宅介護と一体的に運営する指定訪問介護のサービスにおいて、介護保険法第77条第1項第6号で定める不正請求に該当した。
令和6年 8月30日	吹田市	居宅介護 重度訪問 介護	<u>不正の手段による指定</u>（障害者総合法第50条第1項第9号に該当） ・指定申請時に、当該事業所において勤務しない者を、管理者として配置すると記載し、指定を受けた。 ・指定申請時に、当該事業所において勤務しない者を、サービス提供責任者として配置すると記載し、指定を受けた。 ・指定申請時に、当該事業所において勤務しない者を、従業員として配置すると記載し、指定を受けた。
令和6年 10月22日	泉大津 市	居宅介護 重度訪問 介護 同行援護	<u>他法令違反</u>（総合支援法第50条第1項第10号） 同法人で障害福祉サービス事業と並行して運営する介護保険法における訪問介護事業において、不正な行為が行われた。
令和6年 12月5日	高槻市	就労継続 支援B型	<u>人員基準違反</u>（総合支援法第50条第1項第4号） 事業者が、事業所に配置すべき従業員（常勤のサービス管理責任者、生活支援員及び職業指導員）を配置しておらず、人員基準を満たしていない <u>不正の手段による指定</u>（総合支援法第50条第1項第9号） 事業者は、実際には人員基準を満たさないにもかかわらず、人員基準を満たす従業員を配置するかのように偽る文書を作成し、不正の手段により指定を受けた
令和7年 2月1日	大阪市	就労継続 支援B型	<u>訓練等給付費の請求に関する不正</u>（総合支援法第50条第1項第6号） 令和5年6月から令和6年6月までの間、実際にはサービス提供をしていないにもかかわらず、サービス提供を行ったとする記録を虚偽作成し、訓練等給付費を不正に請求し受領した。 また、令和4年6月を除く令和3年5月から令和6年6月までの間、目標工賃達成指導員配置加算の算定要件を満たしていないにもかかわらず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。
令和7年 3月1日	大阪市	居宅介護 重度訪問	<u>介護保険法違反</u>（総合支援法第50条第1項第10号） 居宅介護事業及び重度訪問介護事業と一体的に運営する介護保険事業に

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
		介護 行動援護	において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。
令和7年 3月1日	大阪市	就労継続 支援A型	訓練等給付費の不正請求（総合支援法第50条第1項第6号に該当） 令和5年4月から令和6年9月までの間、サービス管理責任者が不在であったにもかかわらず、「サービス管理責任者欠如減算」及び「個別支援計画未作成減算」を算定することなく、訓練等給付費を不正に請求し受領した。また、令和2年3月から令和2年12月までの間、生活支援員の人員配置を満たしていないにもかかわらず、「人員欠如減算」を算定することなく、訓練等給付費を不正に請求し受領した。
令和7年 3月1日	大阪市	居宅介護 重度訪問 介護 同行援護	介護保険法違反（総合支援法第50条第1項第10号） 居宅介護事業、重度訪問介護事業及び同行援護事業と一体的に運営する介護保険事業において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。
令和7年 3月1日	大阪市	居宅介護 重度訪問 介護	介護保険法違反（総合支援法第50条第1項第10号に該当） 居宅介護事業及び重度訪問介護事業と一体的に運営する介護保険事業において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。
令和7年 3月31日	茨木市	生活介護	人格尊重義務違反（障害者総合支援法第50条第1項第3号に該当） 令和6年2月、指定生活介護サービスで実施した入浴介助において利用者の全身の過半に重度（Ⅱ度）の熱傷を負わせた。また、管理者は適切な入浴介助手順を定めておらず、支援員らに入浴支援技術の教育を怠るなど、被害を防ぐために必要な措置を取っていなかった。 介護給付費の請求に関する不正（障害者総合支援法第50条第1項第6号に該当） 平成31年4月から令和6年3月までの間、生活介護計画の作成に際して、サービス管理責任者がアセスメントやモニタリングを行っていなかった。また、その原案の作成を支援員に行わせ、サービス担当者会議に出席していなかった。それにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し受領した。
令和7年 4月1日	東大阪 市	共同生活 援助	（1）訓練等給付費の不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第6号に該当） 令和5年12月以降、共同生活援助を提供していない日にもかかわらず、サービスを行ったとして訓練等給付費（共同生活援助サービス費、夜間支援等体制加算、福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算および福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算）を不正に請求し受領した。 令和6年6月からサービス管理責任者が不在であるにもかかわらず、サービス管理責任者欠如減算または個別支援計画未作成減算を適用せず、訓練等給付費（共同生活援助サービス費、福祉・介護職員等処遇改善加算）を不正に請求し受領した。 （2）虚偽の報告（障害者総合支援法第50条第1項第7号） 法第48条に基づく監査において、サービス管理責任者の変更届（令和6年6月変更）の内容は正しいものと虚偽の報告を行い、従業員の雇用契約書、賃金台帳、日報についても、本市に虚偽の書類を作成し提出した。 （3）障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為（障害者総合支援法第50条第1項第11号） 本人の了承なく、従事する予定のないサービス管理責任者を配置したように装い、本市に虚偽の変更届を提出した。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
令和7年 5月31日	貝塚市	居宅介護	介護給付費の不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第6号） 令和4年10月から令和5年7月、令和5年10月から令和6年6月の期間において、利用者16名に対して延べ2,252件、サービスを提供していないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し、受領した。
令和7年 7月1日	東大阪市	就労継続 支援B型	《事業所1》 （1）訓練等給付費の不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第6号） ①過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数の100分の125を乗じて得た数を超えた場合に定員超過減算が適用されるが、当該減算を認識しながら適用せず、不正に訓練等給付費を受領した。 ②就労継続支援B型サービス費（I）及び目標工賃達成指導員配置加算の要件を満たしていないことを認識しながら、不正に訓練等給付費を受領した。 ③サービス管理責任者が適切な時期に個別支援計画を作成していないにも関わらず、個別支援計画未作成減算を適用せず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。 ④指定就労継続支援B型のサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったとして、不正に訓練等給付費を受領した。 ⑤指定就労継続支援B型のサービス提供を行った場合に、法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に掲げる区分に従い、それぞれの単位数を所定単位数に加算するところ、単位数を不正に算定した状態で福祉・介護職員処遇改善加算等を請求し、受領した。 ⑥1名の利用者について、当該法人において従業者として勤務しているにも関わらず、利用者として指定就労継続支援B型のサービス提供を行ったかのように装い、不正に訓練等給付費を請求し受領した。 ⑦指定就労継続支援B型のサービス提供を行った場合に、新型コロナウイルスに対応するための特例的な評価として基本報酬の0.1%相当を上乗せするところ、単位数を不正に算定した状態で当該上乗せ分を請求し、受領した。 （2）虚偽の報告（障害者総合支援法第50条第1項第7号） 法第48条第1項の規定に基づく監査における立ち入り検査時において、事業所の実態について虚偽の報告を行った。 《事業所2》 （1）訓練等給付費の不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第6号） ①過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数の100分の125を乗じて得た数を超えた場合に定員超過減算が適用されるが、当該減算を認識しながら適用せず、不正に訓練等給付費を受領した。 ②就労継続支援B型サービス費（I）及び目標工賃達成指導員配置加算の要件を満たしていないことを認識しながら、不正に訓練等給付費を受領した。 ③指定就労継続支援B型のサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったとして、不正に訓練等給付費を受領した。 ④指定就労継続支援B型のサービス提供を行った場合に、法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に掲げる区分に従い、それぞれの単位数を所定単位数に加算するところ、単位数を不正に算定した状態で福祉・介護職員処遇改善

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
			加算等を請求し、受領した。 <u>(2) 虚偽の報告</u>（障害者総合支援法第50条第1項第7号） 障害者総合支援法第48条第1項の規定に基づく監査における立ち入り検査時において、事業所の実態について虚偽の報告を行った。 <u>(3) 障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為</u>（障害者総合支援法第50条第1項第11号） 人員配置基準を満たすため、前年度利用者数を少なく記載し、常勤で勤務する予定のない従業員を常勤で勤務する予定であるように記載した上で、就労継続支援B型サービス費（I）及び目標工賃達成指導員配置加算の要件を満たしているように虚偽の届け出を行った。
令和7年 8月1日	大阪市	居宅介護 重度訪問 介護	<u>介護保険法（平成9年法律第123号）違反</u>（障害者総合支援法第50条第1項第10号） 居宅介護事業及び重度訪問介護事業と一体的に運営する介護保険事業において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。
令和7年 8月27日	枚方市	居宅介護 重度訪問 介護 同行援護	<u>介護給付費の不正請求</u>（障害者総合支援法第50条第1項第6号） ・当該事業所又は同一法人の別事業所において、複数のサービスを同じ時間帯に同じ利用者に提供したとする、事実上不可能な記録を作成した。法人代表は、その記録に基づき給付費の請求を行った。また、記録すら作成せず、事実上不可能な給付費の請求を行っているものもあった。このような請求は217件あったが、令和4年6月から令和6年9月までの間、反復継続して行われており、加えて、特定の利用者の請求で行われていた。 ・同じ従業者が、同じ時間帯に、複数の利用者にサービス提供した、又は同じ利用者に複数のサービスを提供したとする、事実上不可能な虚偽の記録を作成した。法人代表は、その記録に基づき給付費の請求を行った。このような請求は居宅介護サービスだけで100件あったが、令和5年2月から令和6年6月まで反復継続して行われており、加えて、特定の従業者の請求で行われていた。 ・従業者により提供しなければならないサービスを、従業者以外の者により提供し、これについて法令に基づくサービス提供として、給付費の請求を行った。このような請求は77件あったが、令和5年7月から令和6年5月まで反復継続して行われていた。
令和7年 8月27日	枚方市	就労継続 支援B型	<u>運営基準違反</u>（障害者総合支援法第50条第1項第4号） ・法令に違反し、利用者から徴収しなければならない利用者負担額を徴収していなかった。 当該行為は、少なくとも令和3年9月から令和6年8月まで、反復継続して行われていた。 また、監査に係る1回目の立入調査時に「未作成」等として提出しなかった利用者負担額の領収書について、3回目の立入調査時に提出する虚偽の報告を行った。 なお、当該事業所は今回と同一の不正行為で令和3年11月15日に行政指導を受けており、その改善報告において「利用者から徴収した」とする領収書を提出していたが、実際には徴収していなかった。 <u>訓練等給付費の不正請求</u>（障害者総合支援法第50条第1項第6号） ・利用者の送迎を行ったとする記録を作成していたにもかかわらず、同一

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
			法人の別事業所も同じ利用者に対し送迎を行ったとする事実上不可能な記録を作成した。 法人代表は、その記録に基づき、利用者の送迎 1 回に対して、2 つの異なる事業所からサービスを提供したとする請求を行った。また、記録すら作成せず、同様の請求を行っているものもあった。 このような請求は 592 件あったが、令和 3 年 12 月から令和 6 年 3 月まで反復継続して行われており、加えて、特定の利用者の請求で行われていた。 ・当該事業所内等でサービスを提供している時間帯に、同一法人の別事業所において、利用者の自宅で行うサービス等を同じ利用者に提供したとする、事実上不可能な記録を作成した。 法人代表は、その記録に基づき給付費の請求を行った。また、記録すら作成せず、事実上不可能な給付費の請求を行っているものもあった。 このような請求は 747 件あったが、重複先の事業所開設直後である令和 3 年 12 月から令和 6 年 9 月まで反復継続して行われていた。 ・事業所内等で行うサービスに利用者が出席していないと記録している日に、法人代表は、出席した場合の給付費の請求を行った。 このような請求は 223 件あったが、令和 4 年 4 月から令和 6 年 9 月まで反復継続して行われていた。
令和 7 年 8 月 27 日	枚方市	就 労 継 続 支 援 B 型	<u>訓練等給付費の不正請求</u>（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 6 号） ・当該事業所内等でサービスを提供している時間帯に、同一法人の別事業所において、利用者の自宅で行うサービス等を同じ利用者に提供したとする、事実上不可能な記録を作成した。 法人代表は、その記録に基づき給付費の請求を行った。また、記録すら作成せず、事実上不可能な給付費の請求を行っているものもあった。 このような請求は 41 件あったが、事業所開設時である令和 6 年 1 月から令和 6 年 9 月まで反復継続して行われており、加えて、特定の利用者の請求で行われていた。 ・事業所内等で行うサービスに利用者が出席していないと記録している日に、法人代表は、出席した場合の給付費の請求を行った。 このような請求は 11 件あり、令和 6 年 2 月から令和 6 年 8 月まで行われていた。
令和 7 年 9 月 1 日	東大阪 市	居宅介護 重度訪問 介護	<u>（１）人員基準違反</u>（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 4 号） 令和 4 年 12 月 1 日の新規指定時から令和 7 年 4 月末日の休止に至るまでの間、継続して従業員の員数が常勤換算方法で 2.5 人以上を満たしていなかった。 <u>（２）不正の手段による指定</u>（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 9 号） 令和 4 年 11 月 7 日付けの新規指定申請において、実際には当該事業所において勤務する予定のない者の名義を使用し、訪問介護員として記載した〔従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表〕を本市に提出し、不正の手段により指定を受けた。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
令和 7 年 9 月 10 日	高槻市	共同生活 援助	<u>（１）給付費の請求に関する不正</u>（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 6 号） 監査対象期間（令和 2 年 5 月から令和 7 年 2 月。以下、（１）において同じ。）において、事業者が請求し受領した共同生活援助に係る給付費のうち、次の事項について、不正があったことが認められた。 ① 利用者に対して共同生活援助を提供していない日に、共同生活援助サービス費の請求を行っていることが少なくとも 20 日、また、利用者に対し、夜間支援を行っていない日に、夜間支援等体制加算の請求を行っていることが少なくとも 24 日確認され、関連する加算とあわせて、約 30 万円の適正ではない請求が認められた。 ② 利用者に対し看護を行ったことが、サービス提供記録から確認できない日について、少なくとも 29 日、医療連携体制加算（Ⅳ）を算定していることが確認され、約 17 万円の適正ではない請求が認められた。 ③ 監査対象期間を通じて、強度行動障がいをもつ利用者のために支援計画シート等を作成していないにも関わらず、合計 7,684 回、重度障害者支援加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）の請求を行っていることが確認され、約 2,200 万円の適正ではない請求が認められた。 ④ 監査対象期間を通じて、夜勤を行う夜間支援従事者を配置せず、夜間支援を提供できる従業員の労働環境を整備していないにも関わらず、夜間支援等体制加算（Ⅰ）の請求を行い、受領した。合計 8,823 回、約 5,000 万円の適正ではない請求が認められた。 ⑤ 日中支援加算（Ⅰ）について、算定要件を満たさない利用者であるにも関わらず、少なくとも 24 回算定し、日中支援加算（Ⅱ）について、算定要件を満たさない日であるにも関わらず、少なくとも 8 回算定していることが確認された。約 20 万円の適正ではない請求が認められた。 ⑥ 身体拘束適正化の取り組みを適正に実施していなかったにも関わらず、令和 6 年 1 月から 10 月までの間、延べ 1,519 回、身体拘束廃止未実施減算を適用せず、給付費の請求を行っていることが確認され、約 67 万円の適正ではない請求が認められた。 <u>（２）運営基準違反</u>（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 5 号） ①監査対象期間（令和 2 年 2 月から令和 7 年 2 月）を通じて、事業所が人員基準を満たすことを確認することができないほど、事業者は従業員の勤務時間を把握・管理できておらず、事業所に配置する従業員の勤務体制を適切に定めていないと確認された。 ②事業所の管理者は、事業所が遵守すべき基準を理解しておらず、従業員に対し必要な指揮命令を行うことができない上、業務の管理を一元的に行うなどの管理者としての責務を果たしていないことが確認された。 <u>（３）人格尊重義務違反</u>（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 3 号） 事業者は、食材料の購入に係る領収書を少なくとも 629 枚、約 500 万円分偽造し、虚偽の管理簿を提出するなど、利用者から食材料費として徴収した金額を適正に管理しておらず、目的に沿って適正に使用していないことが確認された。事業者は、運営基準に従って適正に運営していないほか、利用者の食材料費の一部を目的に沿って使用していないことから、障がいの者の人格を傷つける行為であって、人格尊重義務違反に該当すると認められた。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
令和 7 年 9 月 30 日	茨木市	居宅介護	<u>ア人員基準違反</u>（障害者総合支援法第50条第1項第4号） 令和6年7月1日から令和7年4月末日まで、大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する員数を配置していなかった。 <u>イ不正の手段による指定</u>（障害者総合支援法第50条第1項第9号） 令和6年5月9日付で本市に対して、事業所の名称をクォーツとし、指定申請をする事業を居宅介護とし、令和6年7月1日を事業開始予定年月日とする障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業指定申請書を提出した。しかし、事業者は、指定申請時点において、勤務の予定のない者を本件申請書及び添付書類に記載し、指定要件を満たしているかのように装い、市へ提出し、不正の手段による指定を受けた。
令和 8 年 1 月 1 日	大阪市	居宅介護 重度訪問 介護	<u>介護保険法（平成9年法律第123号）違反</u>（障害者総合支援法第50条第1項第10号） 居宅介護事業及び重度訪問介護事業と一体的に運営する介護保険事業において、介護給付費の請求に関する不正が行われ、指定の取消し処分が行われた。
令和 8 年 3 月 24 日	泉佐野 市	共同生活 援助	<u>（1）不正の手段による指定</u>（障害者総合支援法第50条第1項第9号） 新規申請の際に、事業者と雇用関係にない者を従業者として申請書類に記載し、また偽造した経歴書、実務経験証明書を提出し、指定を受けた。 <u>（2）訓練等給付費の不正請求</u>（障害者総合支援法第50条第1項第6号） 上記の理由により本来指定を受けることができないにもかかわらず、不正の手段により指定を受け、請求することのできない訓練等給付費を請求し受領した。
令和 8 年 3 月 31 日	吹田市	居宅介護 重度訪問 介護	<u>（1）人員基準違反（法第50条第1項第4号）</u> 令和6年10月から令和7年12月まで、居宅介護等サービス事業所としての従業者の員数が常勤換算方法で2.5人以上を満たしていなかった。 <u>（2）運営基準違反（法第50条第1項第5号）</u> 管理者が、給付費について請求根拠の確認や正確なチェック体制を確保しておらず、管理者の責務である、事業所の従業者及び業務の管理その他の一元的な管理、事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるための必要な指揮命令を行っていなかった。 <u>（3）不正請求（法第50条第1項第6号）</u> 令和2年8月から令和7年9月までの期間、一人の従業者が、同日同時刻間に複数の利用者にサービスを提供したとする虚偽のサービス提供記録等を作成し、介護給付費を請求し受領した。 <u>（4）虚偽の報告（法第50条第1項第7号）</u> 管理者は、令和6年9月から令和7年7月まで、サービス提供記録等に居宅介護サービスの提供を行っていない従業者の署名を虚偽記載し、本市

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
			に報告を行った。